# 横浜市指名停止等措置要綱

制 定 平成16年4月1日 一部改正 令和3年4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市(医療局病院経営本部を除く。以下同じ)指名競争入札に参加する資格を有する者(以下「有資格者」という。)に対し、指名停止等の措置に関する必要な事項を定めるものとする。

(指名停止)

- 第2条 財政局長は、有資格者が別表第1から別表第3までの各号(以下「別表各号」という。)に掲げる措置要件の一に該当するときは、当該各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格者について、指名停止を行うものとする。
- 2 指名停止が行われたときは、契約事務受任者(横浜市契約事務委任規則(平成11年4月横 浜市規則第37号)により市長の委任を受けて契約を締結する者をいう。以下同じ。)(水 道事業管理者の権限に属する契約にあっては「水道事業管理者」と、交通事業管理者の権 限に属する契約にあっては「交通事業管理者」と読み替えるものとする。以下同じ。)は、 指名停止の期間が満了するまでの間、当該指名停止に係る有資格者を指名してはならない。
- 3 契約事務受任者は、現に指名競争入札で指名している有資格者が、新たに指名停止に該 当することとなったときは、その指名を取り消し、その旨を当該有資格者に通知するもの とする。

## (下請負人に関する指名停止)

第3条 財政局長は、前条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責めを負うべき有資格者である下請負人(本市と指定管理者との協定の履行において指定管理者が他事業者と締結した契約及び補助事業者等(横浜市補助金等の交付に関する規則(平成17年11月横浜市規則第139号。以下「横浜市補助金規則」という。)第2条第3号に規定する補助事業等を行う者をいう。以下同じ。)が補助事業等(横浜市補助金規則第2条第2号に規定する補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。以下同じ。)の実施において他事業者と締結した契約による下請負人を含む。)があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人(本市指定管理者又は補助事業者等を含む。)の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

## (共同企業体に関する指名停止)

第4条 財政局長は、第2条第1項の規定により共同企業体(2以上の事業者が共同事業 体又は共同企業体として指定管理者又は補助事業者等となる場合を含む。)について指名 停止を行うときは、当該共同企業体等の有資格者である構成員(明らかに当該指名停止について責めを負わないと認められる者を除く。)について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

## (指名停止の期間の特例)

- 第5条 有資格者が一の事案により別表各号の措置要件の二以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもって、それぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。
- 2 有資格者が第1号又は第2号のいずれかに該当することとなった場合は、指名停止の期間を延長する。
- (1) 別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に係る指名停止の期間の満了後1か年を経過するまでの間(ただし、指名停止の期間中を含む。)に、それぞれ別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に該当することとなった基の事実又は行為があったとき。
- (2) 別表第2第1号及び第2号又は第3号から第9号までの措置要件に係る指名停止の期間の満了後3か年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1号及び第2号又は第3号から第9号までの措置要件に該当することとなった基の事実又は行為があったとき(前号に掲げる場合を除く。)。
- (3) 前2号に該当する場合の指名停止の期間は、当初の指名停止が存在しなかったと想定 した場合の期間の2倍(当初の指名停止の期間が1か月に満たないときは1.5倍)とする。 ただし、指名停止の期間は最長36か月とする。
- 3 有資格者が別表第2第3号又は第4号に該当した場合において課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときの停止期間は、当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間の2分の1とする。
- 4 財政局長は、有資格者について情状酌量すべき特別の理由があるため別表各号及び前3 項の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の 期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。
- 5 財政局長は、有資格者について、極めて悪質な事由があるため、又は極めて重大な結果 を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定め る必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。ただ し、指名停止の期間は最長36か月とする。

#### (指名停止の期間の変更等)

- 第6条 財政局長は、指名停止の期間中の有資格者について、情状酌量すべき特別の事由又 は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号及び前条各項に定める期間の範囲 内で指名停止の期間を変更することができる。
- 2 財政局長は、指名停止の期間中の有資格者について、当初の指名停止時に把握していな かった事由で、別表各号に掲げる措置要件に該当する新たな事由が明らかとなったときは、 当初の措置要件に加え、新たな措置要件を追加することができる。
  - この場合における指名停止の期間は、前条第1項により定める期間の範囲内で定めるも

のとする。

(指名停止の解除)

第7条 財政局長は、指名停止の期間中の有資格者が、当該事案について責めを負わないことが明らかになったと認めたときは、当該有資格者について指名停止を解除するものとする。

(指名停止等の通知)

- 第8条 財政局長は、次の各号に掲げる措置を行ったときは、当該有資格者に対し、遅滞な く、文書により通知するものとする。
  - (1) 第2条第1項、第3条又は第4条に基づく指名停止
  - (2) 第6条に基づく指名停止の期間の変更等
- (3) 前条に基づく指名停止の解除
- 2 財政局長は、前項の規定により指名停止の通知をする場合において、当該指名停止の事 由が本市と締結した契約(本市と指定管理者との協定及び補助事業等を含む。)に関する ものであるときは、必要に応じ、改善措置の報告を徴するものとする

(契約の相手方の制限)

- 第9条 契約事務受任者は、開札日(政府調達協定の対象となる入札の場合は入札参加資格の確認申請期限の日、公募型見積合せの場合は見積書提出期限の日)以降において、指名停止期間中又は新たに指名停止に該当している有資格者又は当該有資格者を含む共同企業体を当該入札に係る落札者(公募型見積合せの場合は当該契約の相手方)としないものとする。(ただし、開札後(公募型見積合せの場合は見積書提出期限の日後)の軽微な事由による指名停止を除く。)
- 2 契約事務受任者は、指名停止の期間中の有資格者又は当該有資格者を含む共同企業体を 随意契約の相手方としないものとする。ただし、当該有資格者又は当該共同企業体を随意 契約の相手方とするやむを得ない事由があると認められるときは、この限りでない。
- 3 横浜市契約事務委任規則第3条第1項に基づく財政局に属する事務を担当する副市長又は財政局長は、前項ただし書の規定により随意契約を締結する場合は、原則として、工事請負等一般競争入札参加資格審査等委員会又は財政局物品供給等一般競争入札資格審査等委員会の承認を経るものとする。
- 4 前項に掲げる以外の契約事務受任者は、第2項ただし書の規定により随意契約を締結する場合は、原則として、各局(「局」とは、横浜市事務分掌条例(昭和26年10月横浜市条例第44号)第1条に掲げる統括本部及び局、会計室、区役所、消防局、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、監査事務局、人事委員会事務局、議会局、水道局並びに交通局をいう。以下同じ。)に設置する入札参加資格審査・指名業者選定委員会の承認を経るものとする。

(下請等の禁止)

第10条 工事所管局長又は物品・委託等の発注所管局長は、指名停止の期間中の有資格者が本市の契約を新たに下請し、又は受託することを承認してはならない。ただし、やむを得ない事由があると認められるときは、この限りでない。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第11条 財政局長は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該 有資格者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

#### (報告義務)

第12条 有資格者は、別表各号に定める措置要件に該当する事由が発生した場合は、速やかに、文書により財政局長に報告しなければならない。ただし、財政局長が別に定める場合については、この限りではない。

なお、本市との契約において別表各号に定める措置要件に該当する事由が発生した場合は、工事所管局長又は物品・委託等の発注所管局長に文書による報告を行うことをもって、 財政局長への報告に代えることができるものとする。

- 2 有資格者は、財政局長から別表各号に定める措置要件に該当するおそれがあるとして報告を求められた場合は、指定された日までに文書により報告しなければならない。
- 3 前2項の報告を怠った場合又は遅滞した場合(遅滞した場合については、財政局長がやむを得ない理由があると認めた場合を除く。)で、別表各号に定める措置要件に該当したときは、停止措置の期間の短期を、それぞれの別表各号に定める短期の2倍(当該停止期間が1か月に満たないときは1.5倍)の期間とする。ただし、停止措置の期間は最長36か月とする。
- 4 工事所管局長又は物品・委託等の発注所管局長は、別表各号に定める措置要件に該当するおそれのある事由が発生した場合は、速やかに、文書により財政局長に報告しなければならない。
- 5 指定管理施設所管局長若しくは指定管理条例所管局長又は補助事業等所管局長は、別表 各号に定める措置要件に該当する事由が発生したことを知った場合は、速やかに、文書に より財政局長に報告しなければならない。

附 則(平成16年3月財契一第704号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。
  - (横浜市工事請負等に関する指名停止等措置要綱等の廃止)
- 2 横浜市工事請負等に関する指名停止等措置要綱(平成8年4月1日制定)並びに横浜市 物品・委託等の契約に係る指名停止等措置要綱(平成6年4月1日制定)は、廃止する。 (経過措置)
- 3 本要綱別表第2措置要件第1、第2、第5、第6、第7、第8又は第9のいずれかに 該当する場合において、この要綱の施行前に、指名停止措置要件に該当した事実があり、 施行後にその事実が確認された際の停止措置は、なお従前の例による。

4 本要綱第5条第2項については、この要綱施行前に当該有資格者が停止措置を受けた場合についても適用するものとする。

附 則(平成17年3月財契一第689号) この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年11月財契一第10874号) この要綱は、平成17年11月4日から施行する。

附 則(平成18年3月財契一第12515号) この要綱は、平成18年3月7日から施行する。

附 則(平成18年3月財契一第12975号) この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年5月行契一第360号) この要綱は、平成19年6月1日から施行する。

附 則(平成20年3月行契一第4229号) この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月行契一第4598号) この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月行契一第4323号) この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年4月総契一第92号) この要綱は、平成23年5月1日から施行する。

附 則(平成24年3月財契一第3548号) この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成26年4月財契一第4146号) この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月財契一第4123号) この要綱は、平成27年4月1日から施行する。 附 則 (平成28年3月財契一第4293号) この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月財契一第3680号) この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月財契一第3524号) この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和2年4月財契一第19号) この要綱は、令和2年4月13日から施行する。

附 則(令和3年4月財契一第3695号) この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1 契約違反及び事故等に基づく措置基準

		置	要	件	期間
すべき事項を を締結する前	:記録した電磁 前に提出すべき む。) に故意	兹的記録を含む ・書類(当該書	。) 又は本市と 類に記載すべき	<ul><li>(当該書類に記載 指定管理者が協定 事項を記録した電 手方として不適格</li></ul>	当該認定をした日から 1か月以上 6か月以内
約」という。 (目的物等が	した契約(本 )において、 <sup> </sup>	過失により履 質に関して契約	行を粗雑にした	む。以下「本市契と と認められるとき しないもの(以下 きを除く。)	当該認定をした日から 1か月以上 6か月以内
, , , , , , , ,			という。) にお であると認めら	おいて、過失により	当該認定をした日から 1 か月以上 3 か月以内
	- 掲げる場合のほ	か、本市契約 <i>0</i> あると認められ		契約に違反し、契	当該認定をした日から 2週間以上 6か月以内
5 本市契約の	)履行に当たり は負傷者を生	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	昔置が不適切であ	かったため、公衆に Dを除く。)を与え	当該認定をした日から 1 か月以上 6 か月以内
死亡者若しく		じさせ、又は排		うったため、公衆に 合において、当該事	当該認定をした日から 1 か月以上 3 か月以内
7 本市契約の	)履行に当たり	より生じた関係 、安全管理の指 させたと認めら	昔置が不適切であ	かったため、関係者	当該認定をした日から 2週間以上 4か月以内
	は負傷者を生じ			うったため、関係者 女が重大であると認	当該認定をした日から 2週間以上 2か月以内

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

別表第2	贈賄及び不正	E行為等に基	よづく措置基3	<b>準</b>	
	措	置	要	件	期間
(贈賄)					
1 有資格者	<b>皆である個人、</b>	有資格者の後	2員又はその使	用人が本市職員に対	ナーす 逮捕又は公訴を知った日から
る贈賄の領	容疑により逮捕	<b>載され、又は</b>	逮捕を経ない	で公訴を提起された	.と 24か月
き。					
2 有資格者	<b>者である個人、</b>	有資格者の役	2員又はその使	用人が本市以外の公	共 逮捕又は公訴を知った目から
機関の職員	員に対する贈賄	可の容疑により	) 逮捕され、又	は逮捕を経ないで公	:訴 6か月以上
を提起され	れたとき。				12か月以内
(独占禁止	:法違反行為)				
3 本市契約	的に関し、私的	独占の禁止及	及び公正取引の	確保に関する法律(	(日召 当該認定をした日から
和22年法律	聿第54号。以下	「独占禁止法	去」という。)	第3条又は第8条第	51 12か月以上
項第1号	こ違反し、契約	の相手方とし	て不適当であ	ると認められるとき	。 24か月以内
4 一般契約	的に関し、独占	i禁止法第3多	条又は第8条第	1項第1号に違反し	当該認定をした日から
契約の相手	手方として不適	i当であると認	忍められるとき	0	6か月以上
					12か月以内
(競売入札	」妨害又は談合	行為)			
5 本市契約	めに関し、有資	・格者である値	固人、有資格者	の役員又はその使用	人 逮捕又は公訴を知った日から
が、本市耶	<b>戦員に働きかけ</b>	た競売入札妨	坊害又は入札談	合の容疑により逮捕	うさ 24か月
れ、又は遠	逮捕を経ないで	公訴を提起さ	られたとき。		
6 前号に打	掲げる場合のほ	か、本市契約	<b>りに関し、有資</b>	格者である個人、有	一資 逮捕又は公訴を知った日から
格者の役員	員又はその使用	人が競売入ホ	し妨害又は入札	談合の容疑により逮	捕 12か月以上
され、又は	は逮捕を経ない	で公訴を提起	足されたとき。		24か月以内
7 一般契約	めに関し、有資	格者である個	固人、有資格者	の役員又はその使用	人 逮捕又は公訴を知った日から
が競売入村	礼妨害又は入札	談合の容疑に	こより逮捕され	、又は逮捕を経ない	で 6か月以上
公訴を提起	足されたとき。				12か月以内

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

別表第2	贈賄及び不正	行為等に基	づく措置基	<b>準</b>			
	措	置	要	件		期	間
(あっせん	利得処罰法違別	过行為)					
8 本市契約	的に関し、有資	格者である個	人、有資格者	の役員又はそ	の使用人	逮捕又は公訴を	知った日から
が、公職に	こある者等のあ	っせん行為に	よる利得等の	処罰に関する	法律(平	12か月	以上
成12年法律	聿第130号。以 <sup>-</sup>	下「あっせん	利得処罰法」	という。) 違	望反の容疑	24か月	以内
により逮捕	<b>浦され、又は逮</b>	悑を経ないで	公訴を提起さ	れたとき。			
9 一般契約	的に関し、有資	格者である個	人、有資格者	の役員又はそ	の使用人	逮捕又は公訴を	知った日から
が、あっせ	せん利得処罰法	違反の容疑に	より逮捕され	、又は逮捕を	と経ないで	3 か月	以上
公訴を提起	足されたとき。					9か月	以内
(不当労働	抗行為)						
10 労働委員	員会又は裁判所	において不当	労働行為があ	ったと認定さ	れ、その	当該効力が確定	したことを知っ
効力が確定	官したとき。					た目から	
						1 か月	以上
						3 か月	以内
(建設業)	去違反行為)						
11 本市契約	約において、趸	建設業法(昭	和24年法律第	100号)の規	定に違反	当該認定をし	た目から
し、契約の	の相手方として	不適当である	と認められる	とき。		3 か月	以上
						9 か月	以内
12 前号に排	掲げる場合のほ	か、建設業法	の規定に違反	し、契約の相	手方とし	当該認定をし	た日から
て不適当で	であると認めら	れるとき。				1 か月	以上
						9 か月	以内
(不正又は不	誠実な行為)						
13 別表第1	1又は前各号に	掲げる場合の	ほか、業務に	関し法令に遠	を反するな	当該認定をし	た目から
ど不正又に	は不誠実な行為	をし、契約の	相手方として	不適当である	らと認めら	1 か月	以上
れるとき。						9 か月	以内

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件 (信用失墜行為)	期	
(信用失墜行為)	77)	間
(167.67.7.±14.89)		
14 前各号に掲げる場合のほか、有資格者である個人又は有資格者である法	当該認定をし	た目から
人の代表権を有する役員(代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員	1 か月	以上
を含む。)が禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又	9 か月	以内
は禁固以上の刑若しくは刑法(明治40年法律第45号)の規定による罰金刑		
を宣告され、契約の相手方として不適当であると認められるとき。		
(暴力団等)	standard days a	
	当該認定をし	
	か月を紅	•
		したと認
	られる目	はまで
16 神奈川県暴力団排除条例第23条第1項又は第2項に違反したと認め	当該認定をし	た日から
られるとき。	6カ	月
	Watern da 1. )	
	当該認定をし	
	か月を約	•
		したと認
	られる目	ı z C
18 本市契約において、条例第2条第2号に規定する暴力団又は条例第	当該認定をし	た目から
2条第4号に規定する暴力団員等から不当介入を受けていたにも関わ	3 か	月
らず、本市又は警察に通報しなかったと認められるとき。		

別表第3 その他の事項に基づく措置基準

	措	置	要	件	期間
(経営不					
		など経営不振	に陥り、契約の	相手方として不適	■ 当で 当該認定をした日から経営状態な
	・ められるとき。				安定したと認められるときまでり
		,			は裁判所の破産手続開始決定を引
					けるまで
					,, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,